

令和2年3月5日

町立小中学校保護者 様

松伏町教育委員会教育長 岡田 直人

### 臨時休業に伴う3月分学校給食費の対応について

平素より、保護者の皆様におかれましては、学校運営につきまして御理解と御協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として、町内小中学校を臨時休業といたしました。これに伴い、3月の学校給食が提供中止となりましたので、3月分の給食費の取り扱いについて、下記のとおり対応しますので御了承をお願いいたします。

なお、下記の②③に該当する場合3月分の給食費を還付することになりますので、給食費還付申込書を令和2年3月24日(火)までに御提出ください。お手数をおかけしますがよろしくお願いいたします。

### 記

令和元年度給食費3月分(収納済)の対応について

- ① 現在の小学校1年生から中学2年生で町内小中学校に進学、進級する場合は、令和2年度第1期(4月)分に振り替え、第1期の集金額は次のとおりとなります。

小学校 新1年生	第1期(4月)集金額	5,000円
新2年生から新6年生	第1期(4月)集金額	800円(4,200円振替)
中学校 新1年生	第1期(4月)集金額	800円(4,200円振替)
新2年生から新3年生	第1期(4月)集金額	200円(4,800円振替)

- ② 現在の中学校3年生は、在籍している学校で管理している保護者の口座に還付します。保護者の口座に還付することについて、同意していただく必要がありますので、令和2年3月24日(火)までに給食費還付申込書の提出をお願いします。

中学校3年生 還付額 3,000円

- ③ 町外へ転出する場合及び還付を希望のする場合は、次の額を口座に入金します。

学校に連絡の上、令和2年3月24日(火)までに給食費還付申込書の提出をお願いします。

小学校1年生から6年生 還付額 4,200円

中学校1年生から2年生 還付額 4,800円

※事務処理の都合上口座に還付する時期は、4月末から5月末になります。

なお、御不明な点につきましては、下記担当までお問合せ下さい。

【お問合せ】 教育総務課 TEL 992-1864  
学校給食センター TEL 992-2161